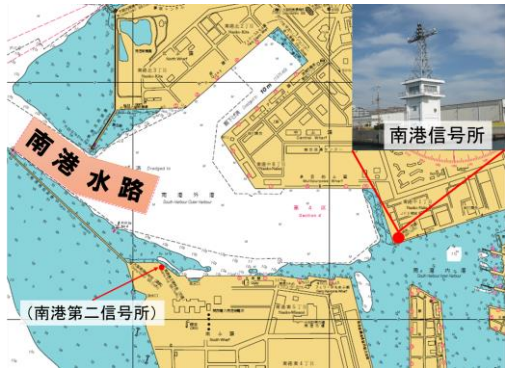


～南港信号所の表示方式変更のお知らせ～

阪神港大阪区所在の南港水路における航行管制は、南港信号所及び南港第二信号所において実施しているところですが、「南港信号所」の表示方式を閃光を用いた信号及び形象物を用いた信号から信号板による電光文字を用いた信号に変更となりましたので、お知らせします。

変更日 平成30年3月15日

閃光及び形象物 ⇒ 信号板（電光文字）



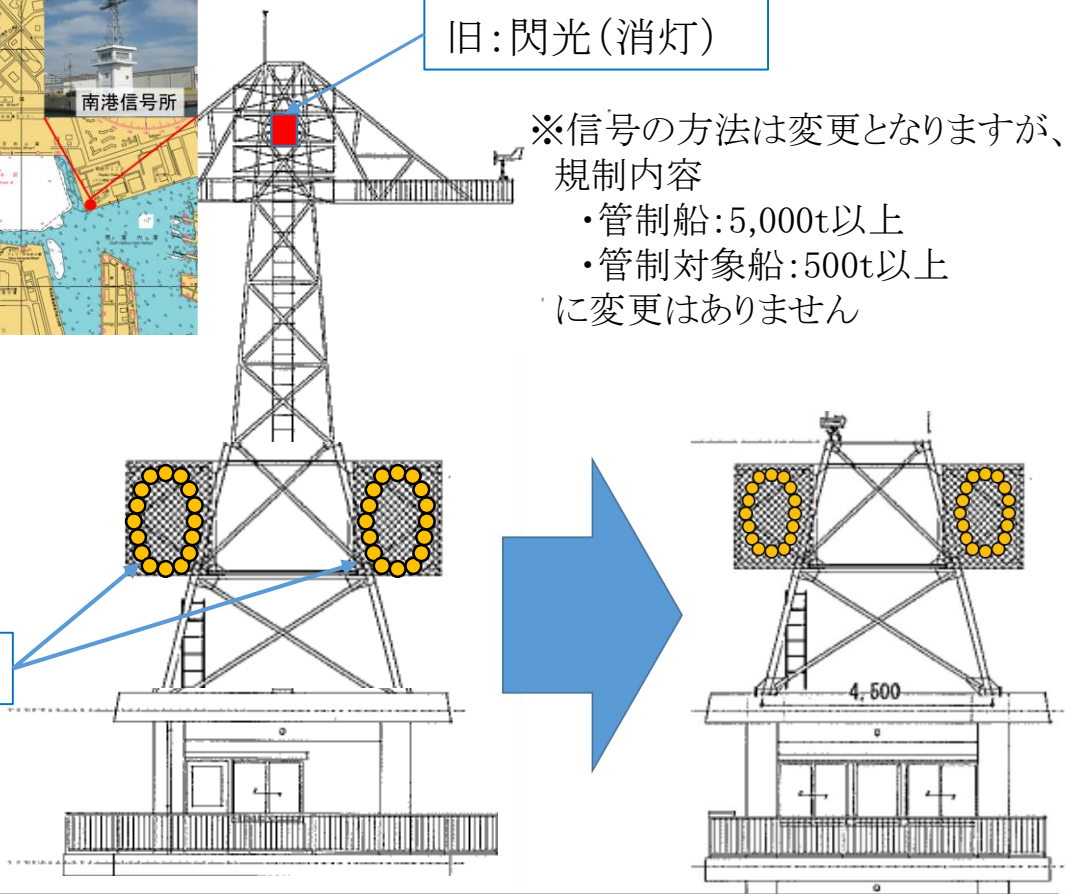
旧:閃光(消灯)

※信号の方法は変更となりますが、
規制内容

- ・管制船:5,000t以上
- ・管制対象船:500t以上

に変更はありません

新:信号板



3月下旬に向け鉄塔(上部)の撤去作業を行います。

お問い合わせ



大阪海上保安監部

航行安全課 06-6571-0223

◆変更の内容に関すること

港内交通管制室 06-6599-0175

◆管制方法等運用に関すること

南港信号所の信号の方法及び信号の意味(新・旧)

(新)

| 信号の方法 | | 信号の意味 |
|-------------------------|--|--|
| 百二十度及び二百十度方向に面する信号板による。 | | |
| Iの文字の点滅 | | 入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。 |
| Oの文字の点滅 | | 出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。 |
| Fの文字の点滅 | | 総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。 |
| Xの文字及びIの文字の交互点滅 | | 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わる。 |
| Xの文字及びOの文字の交互点滅 | | 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わる。 |
| Xの文字及びFの文字の交互点滅 | | 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わる。 |
| Xの文字の点滅 | | 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わる。 |
| Xの文字の点灯 | | 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出航してはならないこと。 |

(旧)

| 信号の方法 | | 信号の意味 |
|---|----|---|
| 昼間 | 夜間 | |
| 毎二秒に白色光一閃又は黒色の上向き円すい形形象物一個 | | 入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。 |
| 毎二秒に赤色光一閃又は黒色の方形形象物一個 | | 出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。 |
| 毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃又は黒色の鼓形形象物一個 | | 総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。 |
| 毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃又は縦に上から黒色の鼓形形象物一個及び赤色の方旗一旗 | | 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 |
| 毎三秒に赤色光二閃 | | 南港第二信号所は、Xの文字及びIの文字の交互点滅、Xの文字及びOの文字の交互点滅、Xの文字及びFの文字の交互点滅又はXの文字の点滅のいずれかを表示しているため、これらの信号に従うこと。 |